

平成28年度第2次補正

公募中

小規模事業者持続化補助金

熊本地震で被災(直接的・間接的)した小規模事業者が対象の
＜熊本地震対策型＞と、すべての小規模事業者を対象とした
＜一般型＞があります ※一部申請できない小規模事業者もいます

補助上限: **200万円**＜熊本地震対策型＞

※対象地域: 熊本県全域および大分県の一部地域に所在する事業者

50万円＜一般型＞

(注)補助対象経費300万円の支出に対し、その2/3の200万円を補助します。
・補助対象経費180万円の支出の場合は120万円、また補助対象経費450万円の場合には、
2/3は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限の200万円となります。

募集期間

受付開始: 平成28年11月4日(金)

第1次受付締切: 平成28年 **11月25日(金)** 当日消印有効 <熊本地震対策型>

第2次受付締切: 平成29年 **1月27日(金)** // <熊本地震対策型><一般型>

補助事業対象者

熊本地震対策型は熊本地震で被災した小規模事業者が対象で、一般型は、全ての小規模事業者(※一部対象外)で申請ができます。

小規模事業者とは、製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者であること ※卸・小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については、5人

平成28年予備費小規模事業者持続化補助金に採択された事業者は、熊本地震対策型は申請できません。

下記の取り組みは**一般型**で補助上限が100万円に増額されます

- ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者
- ②雇用を増加させる取り組みを行う事業者
- ③買物弱者対策の取り組み
- ④海外展開の取り組み

申請書類一式の提出先・問合せ先

※申請書類のフォーマット・要領等は山鹿市商工会のホームページに掲載しております。

※締切日前 <第1次: 11月21日(月) 第2次: 1月20日(金)>

までに商工会にご持参ください。

山鹿市商工会

電話 0968-46-2141 kskamoto@lime.ocn.ne.jp